

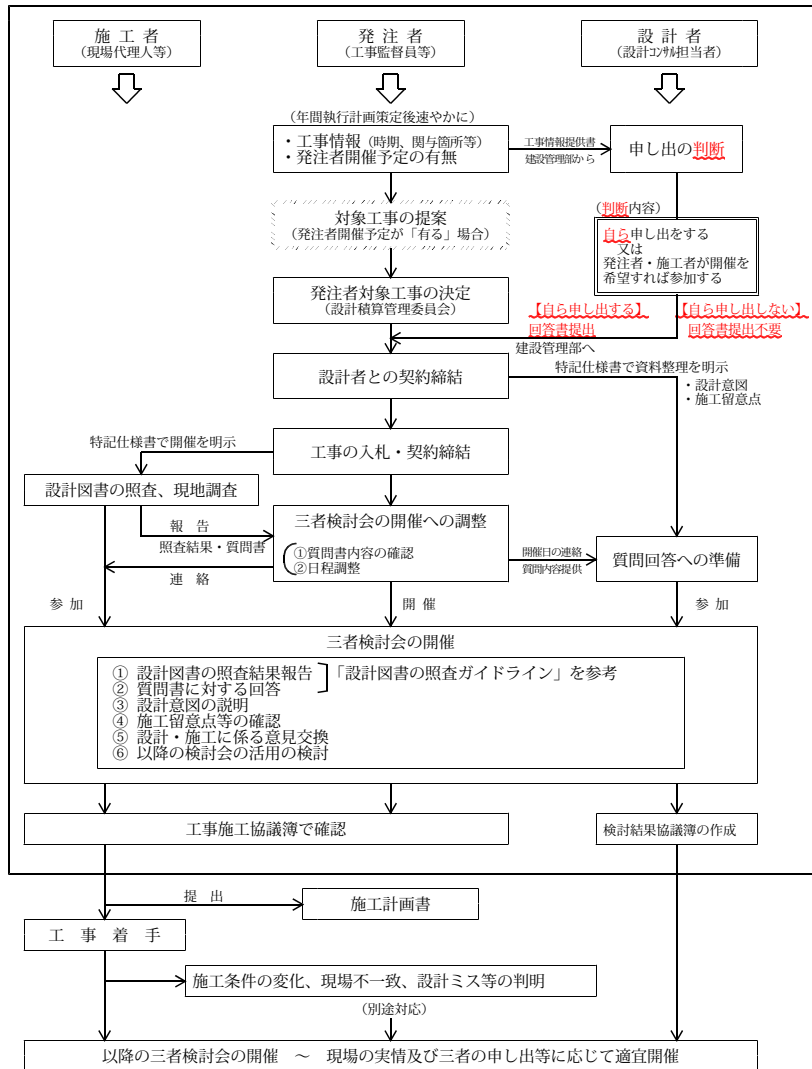
「三者検討会実施要領」新旧対照表

改 定 後	現 行	摘 要
<p>附 則（平成17年3月23日建技第914号） この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年1月6日建技第666号） この要領は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年8月3日建技第577号） この要領は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年1月17日建技第951号） この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月20日建技第645号） この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年1月19日建管第2050号） この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和2年2月12日建管第1685号）</u> <u>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成17年3月23日建技第914号） この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年1月6日建技第666号） この要領は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年8月3日建技第577号） この要領は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年1月17日建技第951号） この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月20日建技第645号） この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年1月19日建管第2050号） この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p>	

改定後

三者検討会開催フロー（案）

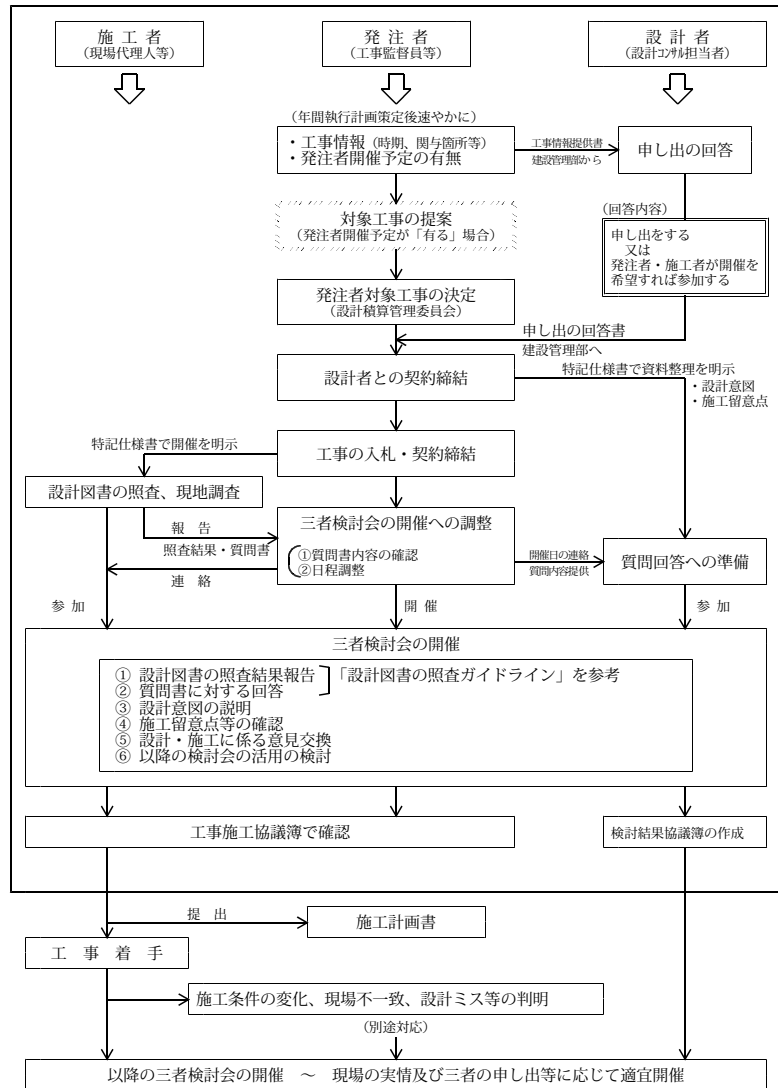
①発注者が対象とした工事



現行

三者検討会開催フロー（案）

①発注者が対象とした工事



摘要

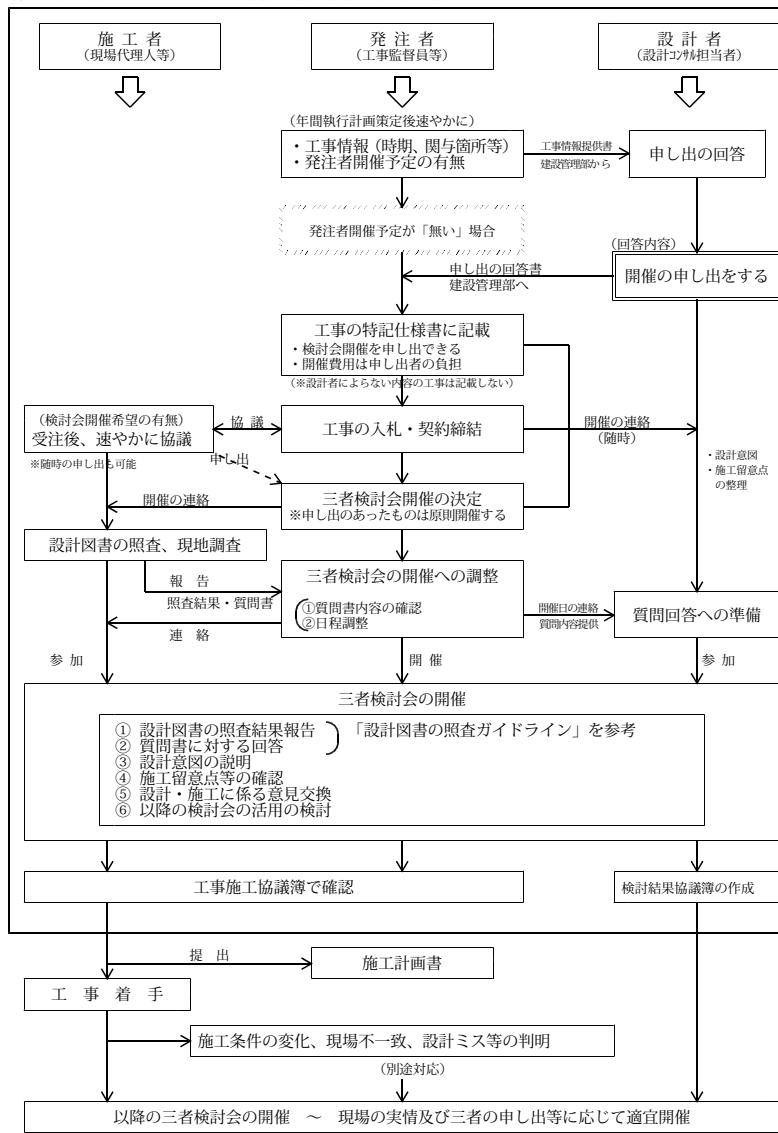
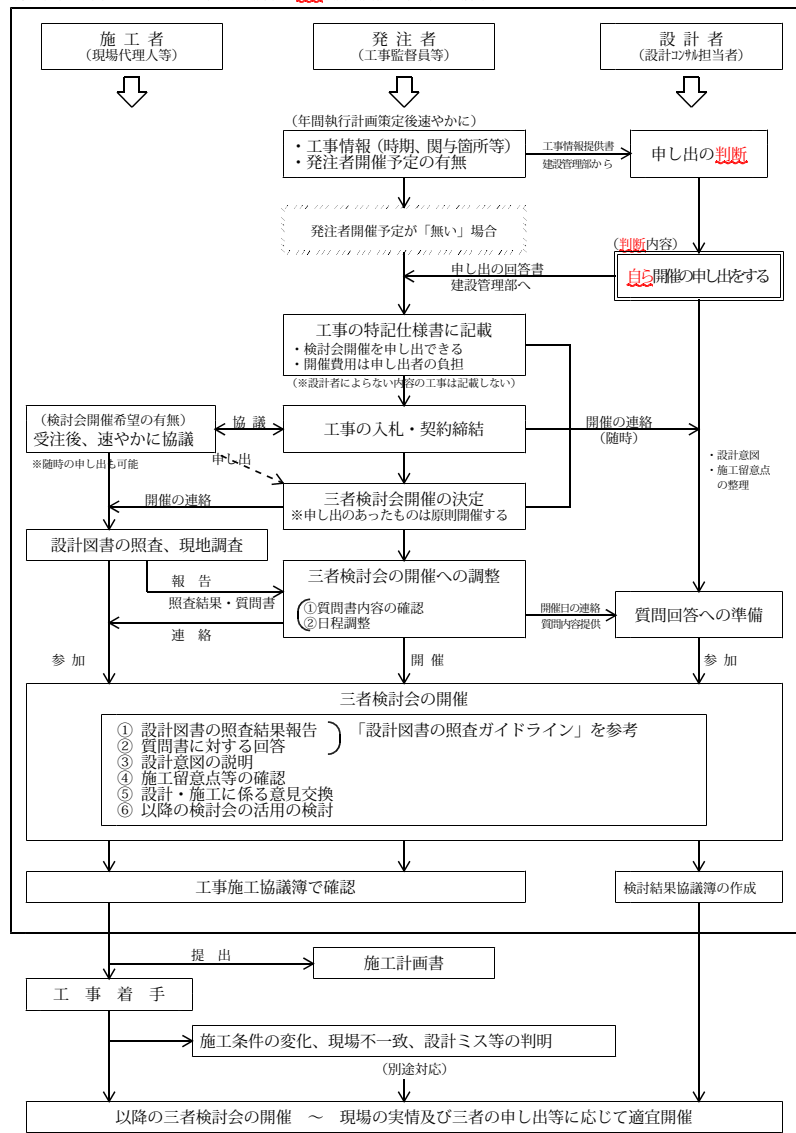
改定後

現行

摘要

(②発注者が対象としなかった工事で、設計者が自ら検討会開催を申し出る場合)

(②発注者が対象としなかった工事で、設計者が検討会開催を申し出る場合)

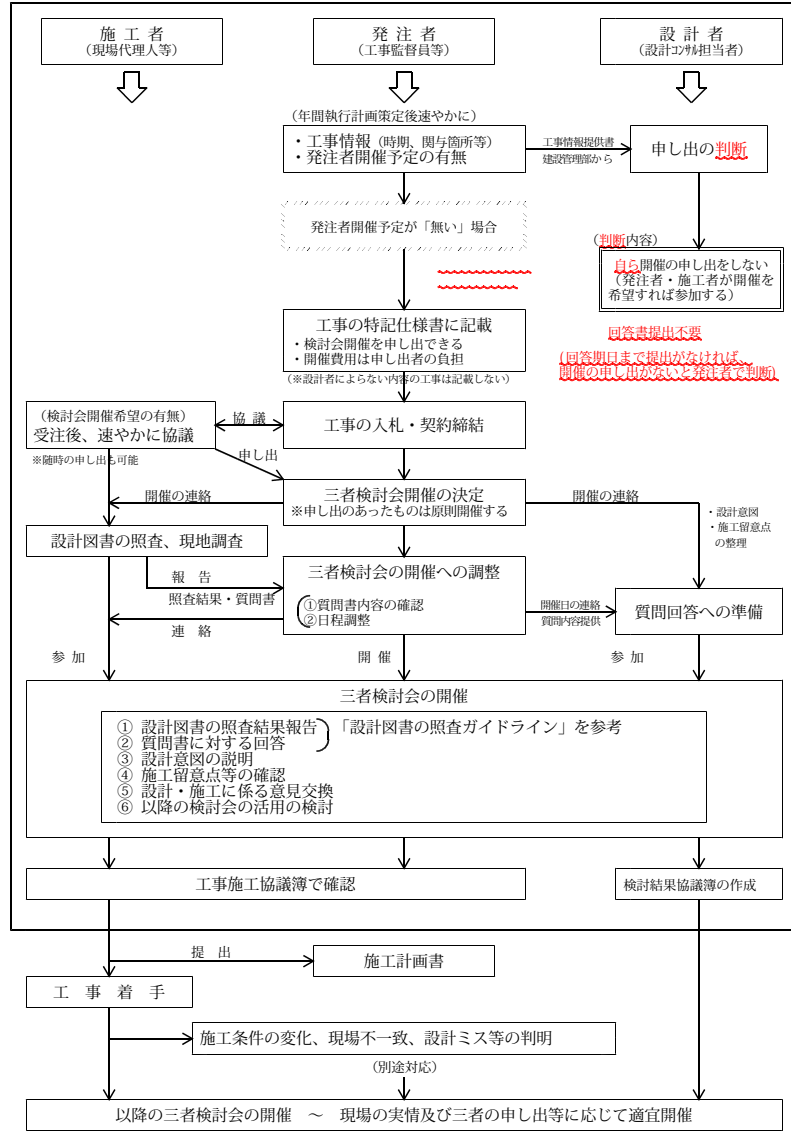


改定後

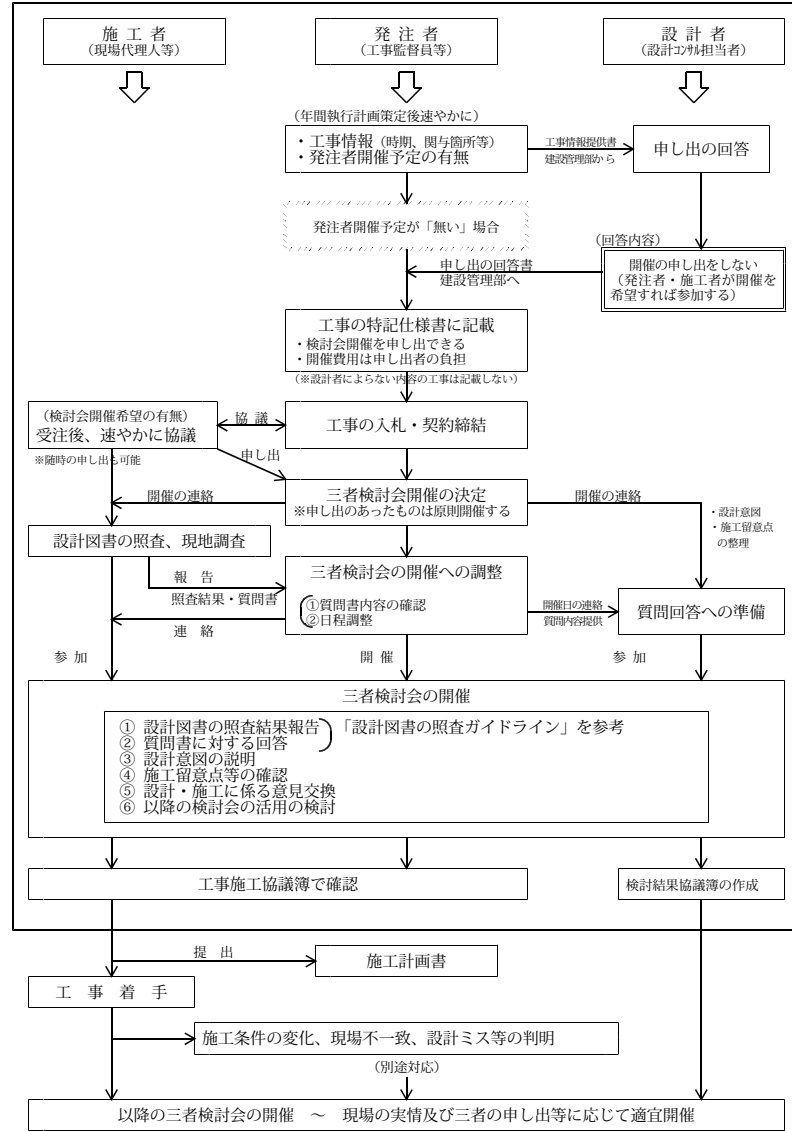
現行

摘要

(③発注者が対象としなかった工事で、施工者が検討会開催を申し出る場合)



(③発注者が対象としなかった工事で、施工者が検討会開催を申し出る場合)



（判断内容）
自ら開催の申し出をしない
（発注者・施工者が開催を
希望すれば参加する）
回答時提出不要
（回答期日まで提出がなければ、
開催の申し出がないと発注者で判断）

（回答内容）
開催の申し出をしない
（発注者・施工者が開催を
希望すれば参加する）

- 三者検討会の開催
- ① 設計図書の照査結果報告）「設計図書の照査ガイドライン」を参考
 - ② 質問書に対する回答
 - ③ 設計意図の説明
 - ④ 施工留意点等の確認
 - ⑤ 設計・施工に係る意見交換
 - ⑥ 以降の検討会の活用を検討

- 三者検討会の開催
- ① 設計図書の照査結果報告）「設計図書の照査ガイドライン」を参考
 - ② 質問書に対する回答
 - ③ 設計意図の説明
 - ④ 施工留意点等の確認
 - ⑤ 設計・施工に係る意見交換
 - ⑥ 以降の検討会の活用を検討